

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書 NO.1
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	出光興産株式会社 代表取締役社長 月岡 隆
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号
【報告義務発生日】	平成28年12月19日
【提出日】	平成28年12月27日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1名
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	株券等に関する担保契約等重要な変更 株券等保有割合が1%以上減少したこと

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	昭和シェル石油株式会社
証券コード	5002
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	出光興産株式会社
住所又は本店所在地	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	昭和15年3月30日
代表者氏名	月岡 隆
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	石油製品の輸入、精製、販売、石油化学製品の製造及び販売など

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	経理部IR室長 徳光 孝治
電話番号	(03)3213-9307

(2)【保有目的】

発行者との間で経営統合に向けた協議を進めることを目的としております。

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	117,761,200		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 117,761,200	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		117,761,200
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成28年12月19日現在)	V	376,850,400
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		31.25
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		33.24

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成28年12月19日	普通株式	7,500,000	1.99	市場外	処分	株式譲渡契約に関する変更契約の締結による引渡請求権の対象となる株券等の数の減少

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、平成27年7月30日付でザ・シェル・ペトロリウム・カンパニー・リミテッド(以下「SPCo」といいます。)及びザ・アングロ・サクソン・ペトロリウム・カンパニー・リミテッド(以下「ASPCo」といいます。)との間で、SPCo及びASPCoが保有する発行者の普通株式125,261,200株を提出者が譲り受ける旨の株式譲渡契約を締結しました。提出者は、平成28年12月19日付でSPCo及びASPCoとの間で、譲渡する株式数を117,761,200株とし、譲渡価格を158,977,620,000円(1株当たり1,350円)とする旨の上記株式譲渡契約に関する変更契約を締結し、同日(以下「株式譲渡実行日」といいます。)付で117,761,200株の取得を実行しました。

提出者は、平成28年12月16日付で三井住友信託銀行株式会社(以下「三井住友信託」といいます。)との間で、発行者の普通株式の売却を目的とする株式処分信託契約を締結しました。信託契約においては、上記株式譲渡契約に基づく株式譲渡の実行後において、事後的に、上記株式譲渡契約に基づき提出者が譲り受けた発行者の普通株式の数と株式譲渡実行日において一定の当社株主及びその関係者等の保有していた発行者の普通株式の数の合計が、基準株式数(株式譲渡実行日における発行者の発行済株式等総数376,850,400株から発行者の自己株式の数を控除した数に3分の1を乗じて得られる数(単元未満切り上げ)をいいます。以下同じ。)を超えていたことが判明した場合、提出者が、三井住友信託に対し、直ちに、提出者の保有する発行者の普通株式のうち基準株式数を超える部分に相当する数の株式を信託譲渡すること、三井住友信託は、提出者の通知に基づき、信託譲渡された株式の全部を処分すること、三井住友信託は、信託譲渡された株式の議決権を一切行使しないこと等が規定されています。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	158,977,620
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	158,977,620

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
株式会社三井住友銀行(東京営業部)	銀行	國部 毅	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	2	158,977,620

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地